

平成 17 年 11 月 22 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

協力企業作業員の負傷について

当所 2 号機は定期検査中ですが、平成 17 年 11 月 21 日午後 4 時 30 分頃、タービン建屋地下 1 階（管理区域*）で電動機の組み立て作業を行っていた協力企業作業員が、重量物を移動させた際にバランスを崩し、当該電動機のフレーム部に接触し、まぶたを負傷しました。

その後、業務車で病院へ搬送いたしました。

診察の結果、まぶたの切創と診断され、処置後帰宅しました。今後、通院加療いたします。

今回の事象について事例検討を行うとともに協力企業に事例を紹介し、再発防止に努めてまいります。

なお、作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

*：管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止を図るため管理を必要とする区域。

「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における、区分Ⅲに該当するものとしてホームページに掲載したものです。